

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 休暇制度の改正について（４回目）

交渉日時 令和7年12月19日（金） 15時05分～17時00分

交渉場所 本庁舎5階501会議室

交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 柏木市長公室副部長 岡野人事課長
野口人事課副課長 佐藤人事研修係長 加島給与係長

組合側 福田執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 9人

概 要	休暇制度の改正について協議を行った
組合の主張	<ul style="list-style-type: none">① 傷病休暇の取得について、傷病1日目に医療機関を受診できないやむを得ない場合は療養報告書を提出とあるが、どのような想定か。② 療養報告書の記入例などを示すことは可能か。③ 現行同月内5日目以降の傷病休暇取得に必要としている診断書を、3日目から必要とするのはなぜか。
当局の主張	<ul style="list-style-type: none">① この間課題となっていたぎっくり腰など、傷病休暇初日に医療機関に行けない場合の、あくまでも例外的な措置として考えている。受診することが原則であることに変更はない。② あくまでも例外的に、医療機関を受診できなかった理由を記載するものであり、「このように書けばよい」という例を示すべきものではない。③ 本来傷病休暇1日目から診断書が必要という考えであるが、近隣自治体の状況や市民理解の得られる制度であることなどを踏まえ、1日目から診断書を取得することについて職員の負担も考慮する中で、3日目から必要としている。